

# 令和7年度舞鶴市文化財保全事業等補助金 (災害復旧)【概要】

舞鶴市では、令和8年1月21日から22日にかけて、および2月8日の大雪の被害を受けた文化財に対し、災害復旧に係る補助金を交付することといたしました。国や府市指定文化財をはじめ、未指定の文化財についても、神社や寺院などの建造物の修理や、大雪等に対する防災対策事業の補助の対象となっています。詳しくは、文化振興課までお問い合わせください。



補助対象事業(表1)

区分	補助対象事業	補助対象経費
有形文化財の保全 (建造物・美術工芸等)	文化財の修理	建造物や美術工芸品等の文化財修理 ※1に必要な経費
	防災防犯設備の整備 保存施設の修理	防災防犯設備の整備に必要な経費。 保存施設の修理に必要な経費。

※1 明治時代以前に建てられた(製作された)文化財的価値を有する建造物・美術工芸品等について、現状変更をすることなく、工法、仕様、材料等について配慮された修理を行うもの。

補助率(表2)

区分	補助率	補助金の限度額	
		指定文化財 ※3	未指定文化財
①有形文化財の保全	補助対象経費の 1/2 ※2	60万円 (建造物の修理は100万円)	30万円

※2 予算枠を超えて補助申請があった場合は、各補助額を調整(減額)する場合があります。審査の上、交付決定を行い、交付補助金額が確定します。

※3 国指定、国登録、府指定、府登録、府暫定登録、市指定の各指定文化財を指します。

## 補助対象事業者

補助対象文化財の所有者・管理者(自治会・保存会・寺社等)

## 申請書提出期限

令和8年3月16日(月)必着(期限厳守)

◆申請方法 ... 必要書類(市HPに様式を掲載)に記入し、1部を下記まで提出してください。

◆申請書提出先・お問い合わせ先 ... 舞鶴市文化振興課歴史文化まちづくり係

Tel 0773-66-1019

